群馬県市町村会館管理組合課設置条例

平成７年３月３１日
条　例　第　２　号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第７項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、群馬県市町村会館管理組合事務局に次の課を設置する。

（１）　総務課

（２）　管理課

（課の分掌事務）

第２条　課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）　総務課

ア　規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。

イ　議会、監査委員会及び公平委員会に関すること。

ウ　職員の人事、給与、福利厚生に関すること。

エ　予算及び決算に関すること。

オ　会計に関すること。

カ　契約に関すること。

キ　管理課の所管に属さない事項

（２）　管理課

ア　群馬県市町村会館の管理に関すること。

イ　群馬県市町村会館の入館団体との連絡調整に関すること。

ウ　群馬県市町村会館の会議室の貸出しに関すること。

エ　不動産の取得及び管理に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　課の設置は、第１条の規定にかかわらず、平成９年３月３１日までの間においては、次のとおりとする。

（１）　総務課

（２）　管理課

（３）　建設課

３　課の分掌事務は、第２条の規定にかかわらず、平成９年３月３１日までの間においては、次の各号の期間により、当該各号の定めによるところによる。

（１）　平成７年４月１日から群馬県市町村会館について、不動産登記法（明治３２年法律第２４号）第９３条第１項の規定による建物の表示の登記を申請した日（以下「登記申請日」という。）まで

ア　総務課

（ア）　規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。

（イ）　議会、監査委員会及び公平委員会に関すること。
（ウ）　職員の人事、給与、福利厚生に関すること。
（エ）　予算及び決算に関すること。
（オ）　会計に関すること。
（カ）　契約に関すること。
（キ）　管理課の所管に属さない事項

イ　管理課

（ア）　群馬県自治会館の管理に関すること。
（イ）　群馬県自治会館の入館団体との連絡調整に関すること。
（ウ）　群馬県自治会館及び群馬県市町村会館の会議室の貸出しに関すること。

ウ　建設課

（ア）　群馬県市町村会館の建設に関すること。
（イ）　群馬県自治会館の処分に関すること。
（ウ）　不動産の取得及び管理に関すること。

（２）登記申請日の翌日から平成９年３月３１日まで

ア　総務課

（ア）　規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
（イ）　議会、監査委員会及び公平委員会に関すること。
（ウ）　職員の人事、給与、福利厚生に関すること。
（エ）　予算及び決算に関すること。
（オ）　会計に関すること。
（カ）　契約に関すること。
（キ）　管理課の所管に属さない事項

イ　管理課

（ア）　群馬県市町村会館の管理に関すること。
（イ）　群馬県市町村会館の入館団体との連絡調整に関すること。
（ウ）　群馬県市町村会館の会議室の貸出しに関すること。

ウ　建設課

（ア）　群馬県自治会館の処分に関すること。
（イ）　不動産の取得及び管理に関すること。